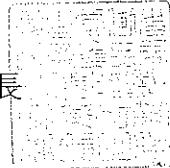


薬食監麻発0727第1号

平成24年7月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして  
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品が新たに承認されることに伴い、平成24年厚生労働省告示第458号により、  
薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第43条第1項の規定に基づき検定を  
要するものとして新たな医薬品の指定をするため、法第43条第1項の規定に基づき検定を  
要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号。以下  
「検定告示」という。）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御  
了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日  
本ワクチン産業協会理事長及び一般社団法人日本血液製剤協会理事長あてに当該通知の写  
しを送付したことを申し添える。

記

## 1 改正要旨

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンが承認  
されたことに伴い、当該医薬品を法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとし  
て指定し、その手数料、試験品の数量及び検定基準を定めたこと。

## 2 適用時期

公布日（平成24年7月27日）



### 3 標準処理期間

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンの検定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間（以下単に「標準処理期間」という。）は、以下のとおりとすること。

- ① 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階） 40日
- ② 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階） 60日
- ③ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階） 110日
- ④ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階） 130日

なお、現在、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準処理期間は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

163 第外郎

- 3.2.4.3 エンドトキシン試験  
最終濃度は、 $10^{-1}$  ルクと等濃度以上としたものを試料とする。検体を希釈する場合は、エンドトキシン試験用水を用いる。
- 日本製薬方一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、 $0.4\text{EU}/\text{mL}$  以下でなければならない。
- 3.2.4.4 比抗原量試験 (たん白質含量、D抗原量)  
酵素免疫測定法等の適当な免疫学的方法により D抗原量を測定する。一般試験法のたん白質定量法を準用して試験するとき、たん白質含量は D抗原量 $1\text{Du}$ 当たり $0.1\mu\text{g}$ 以下でなければならない。
- 3.3 小分製品の試験  
一般試験法の pH測定法を準用して試験するとき、承認された判定基準に適合しなければならない。
- 3.3.1 pH測定  
一般試験法のアルミニウム定量法を準用して試験するとき、 $1\text{mL}$ 中 $0.5\text{mg}$ 以下でなければならない。
- 3.3.2 アルミニウム含量試験  
一般試験法のアルミニウム定量法を準用して試験するとき、 $1\text{mL}$ 中 $0.5\text{mg}$ 以下でなければならない。
- 3.3.3 ホルムアルデヒド含量試験  
一般試験法のホルムアルデヒド定量法を準用して試験するとき、 $0.01\text{w}.\% \sim 0.1\text{w}.\%$ 以下でなければならない。
- 3.3.4 無菌試験  
一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。
- 3.3.5 異常毒性否定試験  
一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。
- 3.3.6 エンドトキシン試験  
一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、 $4.0\text{EU}/\text{mL}$ 以下でなければならない。
- 3.3.7 マウスヒスタミン増感試験  
沈降精製百日せきワクチン $3.2.10$ を準用する。ただし、マウスヒスタミン増感活性は $0.8\text{HSU}/\text{mL}$ 以下でなければならない。
- 3.3.8 ジフテリア毒素無毒化試験  
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.10$ を準用する。
- 3.3.9 破傷風毒素無毒化試験  
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.11$ を準用する。
- 3.3.10 力価試験  
沈降精製百日せきワクチンの力価試験
- 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.12.1$ を準用する。
- 3.3.10.2 沈降ジフテリアトキソイドの力価試験  
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.12.2$ を準用する。
- 3.3.10.3 沈降破傷風トキソイドの力価試験  
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.12.3$ を準用する。

- 3.3.10.4 不活化ポリオウイルスの力価試験  
ラットを免疫し、得られた血清中の和抗体価を型別に測定する。

3.3.10.4.1 材料  
検体、参照不活化ポリオワクチン（セービン株）及び攻撃用ウイルスを用いる。

また、ポリオウイルスに感受性を有する細胞を指標細胞とし、これを適当な培地で希釈したものを細胞浮遊液とする。

攻撃用ウイルスを適当な培地で希釈し、これを攻撃用ウイルス浮遊液とする。

検体及び参考品をそれぞれ希釈し、対数的等間隔の希釈を作る。

8週齢のラット $10\text{匹}$ 以上を1群とし、各希釈に1群ずつを用いる。1匹当たり $0.5\text{mL}$ を筋肉内に注射する。注射の $20\sim22$ 日後に、個体別に全ての動物から採血する。各群の個体別血清を適当な培地で希釈し、希釈血清と攻撃用ウイルス浮遊液を混合する。その後、 $36\pm1^\circ\text{C}$ で3時間置いた後、 $5\pm3^\circ\text{C}$ で一夜置く。細胞浮遊液を添加し、 $36\pm10^\circ\text{C}$ で7日間培養する。培養終了後、細胞変性の有無を観察し、 $50\%$ 中和点の血清希釈倍数を算出し、その逆数を中和抗体価とする。

攻撃用ウイルス浮遊液の感染歟を測定するとき、その値は $32\sim320\text{C.I.D}_{50}/0.05\text{mL}$ でなければならない。

試験の成績を統計的に処理して比較するとき、承認された判定基準の下限値以上でなければならない。

3.3.11 表示確認試験  
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.13$ を準用する。なお、不活化ポリオウイルスについては、血清学的方法により行う。

4 試験及び有効期間  
4.1 有効期間は、承認時に定められた期間とする。  
○ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.13$ を准用する。不活化ポリオウイルス及び有効期間

1般試験法の細胞浮遊液及び細胞懸濁液 $\times$ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.13$ を准用する。

参考不活化ポリオワクチン（セービン株）  
本剤は、特定の株の不活化ポリオウイルスI型、II型及びIII型をそれぞれ特定の濃度に含む液剤である。

○ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.13$ を准用する。  
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.13$ を准用する。  
大田の細胞懸濁液 $\times$ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.13$ を准用する。  
半減期 $10\text{日}$ 以上 $\pm 1\text{日}$   
○ の出庫外品種種の表示は、  
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.13$ を准用する。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン $3.2.13$	中間段階	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン	小分製品と同濃度に希釈したジフテリア破傷風トキソイド原液につき、内容量が $20\text{mL}$ のもの2本
			つき

128,300円

平成 24 年 7 月 27 日 金曜日

		沈降精製百日せき シフテリア破傷風(セチニン株)混合ボリオフセクチント 使用する破傷風液につき
最終段階	117,800円	小分け製品と同濃度に希釈した破傷風トキソイド原液につき 内容量が40mLのもの 2本
	4,507,800円	ウイルス3価混合原液につき、 内容量が80mLのもの 2本、 内容量が0.5mLであるとき。

20 生物活性高濃度のアセチルヘキサノン（最終品）を用いたときには、  
心拍数は減少する。

生物学的製剤基準のジフテリアトキソイドの条の3.1.3(3.1.3.1を除く。)、破傷風トキソイドの条の3.1.3及び沈降病原菌百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セーピン株)混合ワクチンの条の3.2.4(3.2.4.2、3.2.4.3及び3.2.4.4を除く。)に規定する試験法によるものとする。ただし、生物学的製剤基準のジフテリアトキソイドの条の3.1.3(3.1.3.1を除く。)及び破傷風トキソイドの条の3.1.3に規定する試験法による場合の試料は、最終バルクと同濃度となるようにして37°Cで20日間おいたものとする。

生物学的製剤基準の沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活性ワクチン（セーピン株）混合ワクチンの第3、3.3、3.3.5、3.3.7、3.3.8、3.3.9及び3.3.10に規定する試験法によるものとする。  
○厚生労働省告示第四百五十九号  
薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第一条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第119号）の一部を次のように定める。  
○厚生労働省告示第四百五十九号

別表第1の中(188)を(190)とし、(140)から(187)までを(142)から(189)までとし、(139)を(140)とし、その次に次のようになる。

(118) 沈降精製百日せきジフトリア破傷風不活化ボリオ（ゼービン株）混合ワクチン  
（119）白喉・百日咳・破傷風混合ワクチン

○農林水産省印紙(昭和二十一年四月一日印)	農業取締法(昭和二十一年四月一日印) 帳 帳記 印の標記によるべく、平成二十一年四月一日印			
登録番号 23066	農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 インジシフラム水和剤 スペクタクルフロアブ 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 肥料 バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役 ギャビンマーチャント			
登録番号 23067	農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 ウニコナゾールP複合 スマッシュA 14 東京都中央区新川二丁目27番1号 肥料 ユニコナゾールP複合 スマッシュA 2 1 ハイコアグロ株式会社 社長 真和之			
登録番号 23068	農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 ウニコナゾールP複合 スマッシュA 2 1 ハイコアグロ株式会社 社長 真和之			
登録番号 23069	農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 ボーベリア バシア一 ポタニガード水和剤 東京都新宿区西早稲田二丁目2番1号 ナ水和剤 ライフサイエンス株式会社 代表取締役社長 ベニデイメタリンマイ キャップアタマ B A クロカブセラル 駆尾友良 ライフサイエンス株式会社 代表取締役社長			
登録番号 23070	農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 トルクロホスメチル・ ダブルイーグル 東京都港区六本木六丁目10番1号 フルクトビル水和剤 アイユース 東京都港区六本木六丁目10番1号 23071	農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 アヤース 東京都港区赤坂四丁目2番19号 23072	農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 リモネン乳剤 引導 東京都港区赤坂四丁目2番19号 23073	農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 d-リモネン乳剤 金井健彦 東京都港区赤坂四丁目5番2号 東京都港区赤坂四丁目5番2号 化学アグロ株式会社 代表取締役社長 金井健彦
登録番号 23074	農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所 ジノテフラン粒剤 アトラクトン粒剤 三井			

(別紙) 医薬品の検定に係る標準処理期間

製剤	標準処理期間(日)	
インフルエンザワクチン	60	
インフルエンザHAワクチン	80	
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	35
	最終段階	35
乳濁A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)	35	
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)	35	
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100	
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチ ン	中間段階	120
	最終段階	60
ガスえそウマ抗毒素(ガスえそ抗毒素)	70	
乾燥ガスえそウマ抗毒素(乾燥ガスえそ抗毒素)	70	
不活化狂犬病ワクチン	70	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80	
コレラワクチン	60	
乾燥ジフテリアウマ抗毒素(乾燥ジフテリア抗毒素)	70	
ジフテリアトキソイド	70	
沈降ジフテリアトキソイド	70	
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70	
ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
水痘抗原	40	
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60	
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60	
精製ツベルクリン(一般診断用)	80	
痘そうワクチン(痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥痘そうワクチン(乾燥痘 苗)	中間段階	60
	最終段階	60
組織培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60

製剤	標準処理期間(日)	
日本脳炎ワクチン	80	
乾燥日本脳炎ワクチン	80	
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80	
肺炎球菌ワクチン	60	
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア 毒素結合体)	60	
破傷風トキソイド	70	
沈降破傷風トキソイド	70	
乾燥はぶウマ抗毒素(乾燥はぶ抗毒素)	70	
沈降はぶトキソイド	50	
沈降B型肝炎ワクチン	80	
沈降B型肝炎ワクチン(huGK-14細胞由来)	80	
組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)	80	
組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター 卵巣細胞由来)	80	
組換え沈降p r e - S 2 抗原・HBs 抗原含有B型肝炎ワ クチン(酵母由来)	80	
乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)	80	
乾燥BCG膀胱内用(日本株)	80	
乾燥BCGワクチン	80	
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (イラクサギンウワバ細胞由来)	80	
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)	80	
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70	
百日せきワクチン	100	
沈降精製百日せきワクチン	100	
百日せきジフテリア混合ワク チン	中間段階	100
	最終段階	100
百日せきジフテリア破傷風混 合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用 するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	

製剤	標準処理期間（日）	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階）	110	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階）	130	
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）		60
発しんチフスワクチン		70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（乾燥ボツリヌス抗毒素）		70
経口生ポリオワクチン	中間段階	160
	最終段階	70
不活化ポリオワクチン（ソークワクチン）		70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素（乾燥まむし抗毒素）		70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン		70
ワイル病秋やみ混合ワクチン		70
加熱人血漿たん白		50

製剤	標準処理期間(日)
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	50
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子	50
人免疫グロブリン	60
アルキル化人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン	60
乾燥pH 4 処理人免疫グロブリン	60
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs 人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs 人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs 人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs 人免疫グロブリン	60
抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
乾燥抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再抜取り、再試験に要する期間を含まない。